

小森 陽一さんの憲法講座

2

「ヤラセ違憲教育法」の具体化 教育3法案の違憲性を伝えよう

安倍晋三政権は、「学校教育法」「地方教育行政法」「教育職員免許法」を改悪する「教育3法案」を国会に提出しました。

しかも衆議院では、定例日のある文教委員会を無視し、定例日を設置しない特別委員会を設置して、集中審議によって、今国会での成立をねらっています。

法（私は、「ヤラセ違憲教育法」と名付けています）の具体化であることは明らかである。

「学校教育法」の改悪では、「義務教育」という条理を設け、その目標の中に「規範意識」と「愛国心」を養うことが位置づけられ、幼稚園からこれを行うとされています。

監督を強めようとしています。

「地方教育行政法」の改悪では、文部科学省から教育委員会への権限が、これまでの「指導」「助言」から、「指示権」に強化され、私学に対して、教育委員会が指示監督を強めるようになっています。

員を、教壇から排除しようとするものです。

明らかに、国が「規範意識」と「愛国心」を押しつける道具に教育が使われ、文部科学省が地方自治を無視して介入し、これに従わない教師から免許を奪うことがねらいです。

これは憲法26条の主権者の「権利」としての「教育」、19条の「思想及び良心の自由」、23条の「学問の自由」における「教授の自由」、第8章の「地方自治」にも違反する法律にほかなりません。

「教育3法案」の違憲性を、保護者をはじめ、多くの地域の人たちにもしっかりと伝えていきましよう。

「教育3法案」はそれぞれの趣旨に「教育基本法の改正、中央教育審議会」の答申を踏まえ」とあるように、改悪教育基本

また副校長・主幹教諭・指導教諭という学校内ポストを新設し、上意下達の軍隊的組織に学校を変え、一般教員の指導、

改悪では、教員免許に10年での更新制を導入すること、教育公務員特例法の改悪をあわせて、校長の命令に従わない教